

(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業

総合評価落札方式制限付一般競争入札

入札実施要領

令和7年10月3日

大東市

目次

第1	入札実施要領の位置付け	1
第2	事業内容に関する事項	2
1	事業名称	2
2	事業に供される公共施設の種類	2
3	公共施設の管理者の名称	2
4	事業目的	2
5	事業の範囲	2
6	事業の手法	3
7	本市の支払い	3
8	事業期間	3
9	議会の議決	3
10	工事の着工.....	3
11	その他.....	3
第3	事業者の募集及び選定に関する事項	4
1	事業者の募集及び選定方法	4
2	選定の手順及びスケジュール	4
3	入札手続き等	5
4	応募者等の備えるべき参加資格要件	8
5	応募に関する留意事項	12
6	審査及び選定に関する事項	14

第 1 入札実施要領の位置付け

本入札実施要領は、大東市（以下「本市」という。）が、（仮称）大東市立ほうじょう学園施設整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に配布するものである。本事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札実施要領による。

また、以下の文書は、本入札実施要領と一体のものである。したがって、提案書の作成に当たってはこれらを精読のうえ、遺漏の無いように努めること。

- ・ 要求水準書
- ・ VE 提案実施要領
- ・ 設計・施工一括型工事契約書（案）
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集

第2 事業内容に関する事項

1 事業名称

(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業

2 事業に供される公共施設の種類

義務教育学校

3 公共施設の管理者の名称

大東市長 逢坂 伸子

4 事業目的

本事業は、「(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備方針」(以下「施設整備方針」という。)、 「(仮称) 大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想」(以下「基本構想」という。)、 「大東市小中学校長寿命化計画」(以下、「長寿命化計画」という。)を参照しながら、施設の老朽化・社会的劣化等への対策を含む新たな教育を実現すべく、教育機能の向上を目的に、既存校舎等建物を活用しながら、長寿命化改良工事を実施するとともに、本施設の新校舎棟の建築工事等を実施するものである。

本事業の実施にあたっては、令和6年度に、学校施設整備のコンセプト等をまとめた「基本構想」を策定し、令和7年度には、この「基本構想」に基づいて、基本設計書を主とした本市が求める設計方針や設計品質などの具体的な設計内容、実施設計の業務品質、建築工事・解体工事・土木工事等の施工品質に対する最低限の品質や性能を示す「施設整備方針」を策定している。

したがって、本事業の入札参加者には、落札者決定過程や契約後の履行過程に関わらず、設計、施工上の提案に際して、基本設計書に示す施設規模や機能・性能条件、平面形状、立面形状、断面形状は遵守し、施設の一部の形状や部材の形状、寸法、仕様、数量は基本として、さらなる創意工夫を加えた提案を求めるものである。

5 事業の範囲

本事業は、次のア～エの業務(以下「本業務」という。)を事業の範囲とする。具体的な業務の範囲については、要求水準書において提示する。

なお、本事業に対する支援(コンストラクション・マネジメント)業務は、本市及び別途に委託するこれら業務の受託者が実施する予定である。

ア 実施設計業務

イ 建設業務

ウ 工事監理業務

エ その他関連業務

6 事業の手法

本事業は、本市による基本設計に基づき、選定事業者が実施設計、建設を行う「基本設計先行型デザインビルド手法」とする。

7 本市の支払い

- ・前金払 有（年度毎）
- ・部分払 有（年度毎）
- ・竣工払

8 事業期間

議決後効力発生通知に記載する着手年月日から令和 12 年 2 月 28 日（木）まで

9 議会の議決

本事業は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号並びに大東市の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 2 条の規定による議会の議決を要する契約に該当するため、仮契約締結後、大東市議会の議決を得た後、本契約としてその効力が発生するものとする。

なお、令和 8 年 3 月に開催される大東市議会定例会に、本契約締結にかかる議案の提出を予定している。

10 工事の着工

本事業は、「公立学校施設整備費負担金」及び「学校施設環境改善交付金」を活用する事業であるため、対象部分の工事の着工については、負担金・交付金の交付決定の内定後、本市の指示を受けて行うこと。

11 その他

本契約締結後、予算や条例改正等、議決事項において否決される事象が発生した場合は、その後の進捗については本市の指示を受けて行うこととし、その他想定外（本要領に記載のない）の事象が発生した場合は、その後の進捗については別途協議を行うものとする。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。

なお、事業者の選定は、業務の特性上から、価格競争の原理を有しつつ、豊富な経験と高い技術力を有し、また発想力豊かな事業者から技術提案も加味するため、価格のみによる通常の一般競争入札ではなく、総合評価落札方式制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により行う。

2 選定の手順及びスケジュール

募集及び選定のスケジュールは以下のとおり。ただし、募集や選定等の状況により、スケジュールが変更される場合がある。

日程	内容
10月3日（金）	・ 入札公告 ・ 第1回入札実施要領等に関する質問の受付開始
10月16日（木）	・ 第1回入札実施要領等に関する質問の受付終了
10月27日（月）	・ 第1回入札実施要領等に関する質問への回答公表 ・ 参加表明書、参加資格審査申請書類及びV E 提案書の受付開始
11月13日（木）	・ 参加表明書、参加資格審査申請書類及びV E 提案書の受付終了
11月25日（火）	・ 参加資格審査結果及びV E 提案審査結果の通知 ・ 第2回入札実施要領等に関する質問の受付開始
12月4日（木）	・ 第2回入札実施要領等に関する質問の受付終了
12月15日（月）	・ 第2回入札実施要領等に関する質問への回答公表 ・ 提案書等の受付開始
1月6日（火）～ 1月8日（木）	・ 電子入札受付
1月8日（木）	・ 提案書等の受付終了
1月中旬～下旬	・ 開札 ・ 加点審査（提案書に対するヒアリング） → 落札候補者決定 （・ 低入札価格調査 → 落札候補者決定 ※調査を行う場合のみ）
1月中旬～下旬	・ 落札者決定及び公表 ・ 仮契約締結
3月下旬～4月 月上旬	・ 本契約締結（議会の議決による）

3 入札手続き等

(1) 入札実施要領等の公表

令和7年10月3日（金）に入札実施要領、要求水準書、VE提案実施要領、設計・施工一括型工事契約書（案）、落札者決定基準及び様式集（以下「入札実施要領等」という。）を本市のホームページ及び大阪地域市町村共同利用電子入札システムに公表し、入札公告を行う。

(2) 第1回入札実施要領等に関する質問の受付

ア 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（様式1）に記入のうえ、E-mailにより提出し、電話にて必ず着信確認すること。なお、様式1のデータは、MS-Excel形式で作成することとする。

イ 受付期間

令和7年10月3日（金）から10月16日（木）午後3時まで

ウ 提出先

大東市教育委員会事務局 教育企画室

E-mail アドレス k_kikaku@city.daito.lg.jp

電話番号 072-800-8100

エ 質問への回答

上記により提出された質問に対する回答は、令和7年10月27日（月）に本市のホームページ及び大阪地域市町村共同利用電子入札システムにおいて公表する。自らの質問が反映されているか、必ず確認すること。

(3) 参加表明書、資格確認申請書類の提出

ア 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便（以下「郵便」という。）により提出すること。持参による提出は認めない。

イ 提出場所

〒574-0076 大阪府大東市曙町4番6号

大東市教育委員会事務局 教育企画室

ウ 提出期限

令和7年11月13日（木）必着のこと。

エ 提出書類

次を提出すること。

①入札参加表明書 1部（様式2）

②構成員一覧表 1部（様式3）

③委任状 1部（様式4）※

④特定建設工事共同企業体協定書（写し） 1部（様式5）※

⑤資格確認申請書類 1部（様式6 [1/4]から様式6 [4/4]）

⑥資格確認申請書類の添付書類 各1部

※③・④については、必要な者のみ提出。

オ 入札参加資格の確認の結果は、令和7年11月25日（火）までに代表企業へ通知する。なお、本市は参加表明及び参加資格審査の状況について公表しない。

（4）V E提案採否申請書の提出

基本設計図書の内容を変更する提案を行う場合は、その採否について事前に本市へ申請すること。具体的な方法は、V E提案実施要領に従うこと。

（5）第2回入札実施要領等に関する質問の受付

ア 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（様式1）に記入のうえ、E-mailにより提出し、電話にて必ず着信確認すること。なお、様式1のデータは、MS-Excel形式で作成することとする。

イ 受付期間

令和7年12月4日（木）午後3時まで

ウ 提出先

大東市教育委員会事務局 教育企画室

E-mail アドレス k_kikaku@city.daito.lg.jp

電話番号 072-800-8100

エ 質問への回答

上記により提出された質問に対する回答は、令和7年12月15日（月）に本市のホームページ及び大阪地域市町村共同利用電子入札システムにおいて公表する。自らの質問が反映されているか、必ず確認すること。

（6）入札方法等

ア 入札方法

電子入札システムにより入札を行い、それ以外の方法による入札は認めない。

※特定建設工事共同企業体（特定JV）が入札を行う場合は、代表構成員が入札を行うこと。また、電子入札システムによる入札時、JV参加にチェックを入れ、共同企業体名称を記入すること。

イ 入札期間

令和8年1月6日（火）から令和8年1月8日（木）まで

※電子入札システムの稼働時間は平日午前9時から午後5時まで。

ウ 入札金額

入札参加者は、設計図書等を熟覧のうえ、総価により入札すること。入札する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜金額）とすること。

エ 添付書類

電子入札システムによる入札時に次の様式（電子ファイル）を添付すること。なお、入札時に添付がない場合は無効とする。

①入札書類提出書（様式 8）

※電子入札システム入札書画面の「添付資料」欄に添付。

②工事費等内訳書（様式 9 [2/2]

※電子入札システム入札書画面の「内訳書」欄に添付。

オ その他

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。また、再度の入札は行わない。

（7）提案書等の受付

ア 提出方法

郵便により提出すること。持参による提出は認めない。

イ 提出場所

〒574-0076 大阪府大東市曙町 4 番 6 号

大東市教育委員会事務局 教育企画室

ウ 提出期限

令和 8 年 1 月 8 日（木）までに必着のこと。

エ 提出書類

次を提出すること。

①入札書類提出書（様式 8）

②提案書（様式 10～様式 18）

③設計図書

A 施設概要（主要施設の仕様等、提案した施設計画の概要を整理すること。）

B 図面

a 提案した内容がわかる図面（提案によって変更となる平面図、立面図、断面図等）

b 施工計画図

オ 提案書等作成要領

①提案書については、様式 10～様式 18 の順に各ページの下に通し番号を振り、A 4 縦長左綴じにより正本 1 部、副本 15 部を提出すること。設計図書について

ては、A3縦横長左綴じにより正本1部、副本15部を提出すること。

②提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ10.5ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。

③提案書の内容を記録したデータ(CD-R)1部(使用ソフト:Microsoft Word形式(Windows対応))を提出すること。

④各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

(8) 提案書に対するヒアリング

提案書の内容を確認するため、プレゼンテーション・ヒアリングを1月中旬～1月下旬に実施する。日時、場所等の詳細については、事前に入札参加者に通知する。

(9) 開札

開札は、電子入札システムにより行う。なお、入札参加者の入札金額が、市が定めた失格価格と予定価格の範囲内である入札参加者を適格として判断する。入札参加者の入札金額が、本市が定めた予定価格の範囲を超える又は失格価格を下回る入札は失格となる。適格と判断された入札参加者は、その後の落札候補者の選定、落札者の決定の対象となる。また、入札参加者の入札金額は、開札の段階では公表しないものとする。

(10) 入札の辞退

入札日以前に辞退するときは、辞退届(様式7)を教育企画室に提出すること。

※正式な手続きをもって辞退した者は、これを理由に以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはないものとする。

(11) その他

ア 現地視察については、利用者及び近隣に配慮して行うこと。

イ 本市が提示する資料及び回答書は入札実施要領等と一体のものであるため、その内容も踏まえて、提案書等を作成すること。

ウ 入札手続きにおいて、郵便やメール等に起因する提出物の遅延等が生じても、本市は一切の責任を負わない。

4 応募者等の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本施設の設計に当たる者(以下「設計企業」という。)、建設に当たる者(以下「建設企業」という。)で構成されるものとする。入札参加者は、単独企業(設計・建設等の施設整備を同一単独の企業で実施するもの。)とする

ことも、複数の企業（構成員）で構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）とすることも可能とする。

- イ 特定 J Vで申し込む場合は、必ず建設企業が代表企業となること。入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時には、構成員名及び代表企業名を明記して、代表企業が入札に関する手続きを行うこと。なお、本事業については、実施設計を含むデザインビルド方式による発注のため、「大東市特定建設工事共同企業体取扱要綱」の適用はしない。
- ウ 入札参加表明及び入札参加資格申請により、入札参加の意思を表明した単独企業及び特定 J Vの代表企業の変更は認めない。
- エ 入札参加表明及び入札参加資格申請により、入札参加の意思を表明した特定 J Vの構成員の変更は原則として認めない。ただし、特定 J Vの代表企業を除く構成員について、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議の上、これを決定する。

（２）単独企業又は特定 J Vの構成員の資格要件

単独企業又は特定 J Vの構成員のうち、設計企業、建設企業は、それぞれ以下に掲げる資格要件を満たすこと。

なお、許可、登録等に関する項目は「本事業の参加表明書の提出時点」を確認日とし、実績に関する項目は「平成 27 年 4 月 1 日から本事業の参加表明書の提出時点までに完成、完了したもの」を条件とする。また、設計施工一体等で請け負った実績であっても、該当部分だけの内容が確認できる限りにおいては、本項目の実績と見なす。

■「単独企業」の場合

ア	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下同じ。）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
イ	本市の入札参加有資格者名簿（建設工事）に業種「建築一式」の登録があり、かつ、登録店の所在地が大阪府内であること。
ウ	建設業法に規定する建築工事に係る経営事項審査結果の総合評点（P 点）が 1,200 点以上であること。
エ	延床面積（工事対象部分）が 5,000 ㎡以上の学校施設（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下同じ。）第 1 条で規定される学校を指す。）の新築・増築及び長寿命化改修工事の実績を有していること。
オ	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
カ	延床面積（建築設計対象部分）が 5,000 ㎡以上の学校施設（学校教育法第 1 条で規定される学校を指す。）の新築・増築及び長寿命化改修に係る実施設計の実績を有していること。

■「特定JV」の場合

設計企業（建築設計）	
ア	建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
イ	本市の入札参加有資格者名簿（建設コンサルタント）に業種「建築設計」の登録があり、かつ、登録店の所在地が大阪府内であること。
※	
ウ	延床面積（建築設計対象部分）が5,000 m ² 以上の学校施設（学校教育法第1条で規定される学校を指す。）の新築・増築及び長寿命化改修に係る実施設計の実績を有していること。
建設企業	
エ	建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
オ	本市の入札参加有資格者名簿（建設工事）に業種「建築一式」の登録があり、かつ、登録店の所在地が大阪府内であること。
カ	建設業法に規定する建築工事に係る経営事項審査結果の総合評点（P点）が次の点数以上であること。 【代表者】1,200点以上 【代表者以外】950点以上
キ	延床面積（工事対象部分）が5,000 m ² 以上の学校施設（学校教育法第1条で規定される学校を指す。）の新築・増築及び長寿命化改修工事の実績を有していること。
※「特定JV」での注意点 ①本事業については、実施設計を含むデザインビルド方式による発注のため、「大東市特定建設工事共同企業体取扱要綱」の適用はしない。 ②特定JVの結成は構成員の自主的な意思によること。 ③特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が最大の者でなければならない。 ④特定JVの構成員の数の内、建設企業は3社以内であること。 ⑤構成員の出資比率については、次に定めるところによるものとする。 (1)設計企業と建設企業の出資比率はそれぞれ業務に係る金額の比率を基準とする。 (2)建設企業の構成員に係る出資比率は、構成員が2社の場合は30%以上、構成員が3社の場合は20%以上とする。 (3)代表者の出資比率は51%以上でなければならない。 ⑥代表者は、統括責任者が配置できること。	

(3) 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア 法人でない者

イ 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者

- ウ 大東市建設工事等における入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加資格停止中である者
- エ 清算中の株式会社である企業については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者
- オ 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者
- カ 役員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人
 - ①成年後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ②破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ③禁固以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ⑤営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- ク 本事業に係る支援事業に関与した株式会社URリンケージ 西日本支社。また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者若しくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ）
- ケ 本事業に係る「大東市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）」の委員と資本面及び人事面において関連のある者

（４）参加資格の確認

提出された資格確認申請書類及び添付資料を基に参加資格の確認を行う。参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は落札者となることができない。

5 応募に関する留意事項

(1) 入札実施要領等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札実施要領等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 契約保証金

事業者は、本市に対し、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付するものとする。ただし、次に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

ア 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(5) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(6) 著作権

入札参加者から入札実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、入札実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で利用できるものとする。

(7) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、商標権等に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。

(8) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(9) 本市が提供する資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示・確認させることはできない。

(10) 予定価格等

予定価格	(税込)	8, 339, 454, 310円
	(税抜)	7, 581, 322, 100円
低入札調査基準価格 (※1)	(税込)	7, 351, 267, 440円
	(税抜)	6, 682, 970, 400円
失格基準価格 (※2)	(税込)	6, 585, 733, 165円
	(税抜)	5, 987, 030, 150円

※1 低入札調査基準価格

地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、総合評価値の最も高い提案を行った入札参加者がこの価格を下回った金額で入札した場合、低入札価格調査を実施する。調査の結果、要求水準書、設計・施工一括型工事契約書(案)、提案書等に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、総合評価値の最も高い提案を行った入札参加者を落札者とせず、次順位の入札参加者を落札者とする。なお、次順位の入札参加者も調査基準価格を下回った金額で入札した場合は、同様の調査を行う。

※2 失格基準価格

この価格を下回った金額で入札した場合、要求水準書、設計・施工一括型工事契約書(案)、提案書等に適合した履行がなされないと認め、失格とする。

(11) 入札の無効等

次のいずれかに該当する場合には、無効又は失格とする。

- ア 本入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 所定の日時及び場所に提出しない入札
- ウ 入札参加者本人以外の入札(電子入札のため、原則代理人による入札は認めない)
- エ 予定価格を超えた価格の入札又は失格基準価格を下回った入札
- オ 連合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- カ 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- キ 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理人をした者の入札
- ク 金額を訂正した入札
- ケ 金額の記載が不明確で判読不可能な入札

- コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- サ システムの不正利用及びＩＣカードの不正使用により行った入札
- シ 改ざんされた事項を含む入札
- ス 関係法令等及び入札実施要領等において示した条件並びにその他の手続に違反した入札
- セ 必要とする書類を添付しない入札
- ソ 工事費内訳書の不整合及び入札書の金額と異なる入札
- タ 電子証明書を取得していない者が行った入札
- チ 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(12) その他

入札実施要領等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知することとする。

また、入札参加者が１者であった場合も、入札を中止せず、落札者決定基準に基づき審査を行う。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

学識経験者及び市職員等で構成する本事業にかかる「大東市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査を行う。審査委員会は、次の７名で構成される。各委員に対して、本事業に関し接触することを禁止し、万一、接触した事実が判明した場合は、失格とする。なお、審査委員会は非公開とする。

委員長：岡本 功	大東市教育長
委員：北本 賢一	大東市教育委員会事務局教育総務部長
永野 幸宏	大東市都市経営部長
西口 利文	大阪産業大学教職教育センター 教授
松本 裕	大阪産業大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科 准教授
草宮 利一	(一財)大阪建築防災センター建築確認検査機構枚方支所 支所長
所 千夏	一級建築士事務所アトリエＣＫ 代表

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加表明時に提出する参加表明書及び参加資格審査申請書類について、参加資格要件をすべて満たしていることを確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札参加資格がないと認められた理由の説明

①本件の入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を本市に求めることができる。なお、他の入札参加者に関する質問は受け付けず、質問された場合も回答しない。

②①により説明を求める場合は、必ず書面（様式は自由）によるとともに、本事業に関する窓口へ持参により提出するものとし、郵送、電子メール、電送及び電話等での受付は行わない。

ウ VE提案審査

本市は、参加資格審査を通過した入札参加者から提出されたVE提案について、採否に関する審査を行う。VE提案及び採否の審査に関する詳細は「VE提案実施要領」による。

エ 入札書類審査

落札者決定基準に従って、審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、落札候補者を選定する。

①提案内容の基礎審査

本市は、提案書等に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

②提案内容の加点審査

審査委員会は、提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリング結果を踏まえ、落札者決定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行う。

オ 審査事項

審査事項は落札者決定基準に示す。

カ 審査結果

審査の結果及び評価は本市のホームページにおいて公表する。

キ 審査結果に対する理由説明

①本件の落札できなかった者は、その理由の説明を本市に求めることができる。

なお、他の入札参加者に関する質問は受け付けず、質問された場合も回答しない。

②①により説明を求める場合は、必ず書面（様式は自由）によるとともに、本事業に関する窓口へ持参により提出するものとし、郵送、電子メール、電送及び電話等での受付は行わない。